

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県旅券法施行細則	1
告示	
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	1
○農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の変更 (農地・担い手対策課)	1
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	8
○土地改良事業の計画変更の適否決定 (中村市後川左岸土地改良区)	8
○土地改良区の清算人の退職 (中村市後川左岸土地改良区)	8
高知県人事委員会公告	
○高知県職員等採用中級・初級試験の実施	9
○高知県警察官B男性及び高知県警察官B女性採用試験の実施	10

規 則

高知県旅券法施行細則をここに公布する。
平成26年7月15日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第79号
高知県旅券法施行細則
(趣旨)

第1条 この規則は、旅券法（昭和26年法律第267号。以下「法」という。）を施行するため、法、旅券法施行令（平成元年政令第122号）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）並びに高知県旅券法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(市町村が処理しない事務の範囲)

第2条 高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県

条例第7号。第2号において「条例」という。）第2条の表32の項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般旅券の発給（旅券の査証欄の増補を含む。次号において同じ。）の申請（記載事項に変更を生じた場合の発給の申請を含む。以下この条において同じ。）をする者（以下この条において「申請者」という。）が、その親族等が海外で病気、事故、天災等により死亡した場合又はその傷病の程度が重篤な場合において、緊急に渡航する必要があると認められるとき。
- (2) 申請者が、業務上等の理由により早急に渡航する必要がある場合において、条例第2条の表32の項に掲げる市町村を経由しての一般旅券の発給の申請では渡航予定日前に当該一般旅券の交付を受けることが困難であると認められるとき。
- (3) 申請者が、法第4条の2ただし書の規定により重ねて旅券の発給を受けようとする場合
- (4) 申請者が、法第13条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (5) 前各号に掲げる場合のいずれかに該当する者が、一般旅券の発給の申請をするに当たり、法第17条第1項（同条第2項に規定する場合を含む。）の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出をする場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があると認められる場合

附 則
この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

高知県告示第435号
牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成26年7月15日
高知県知事 尾崎 正直

患者

発生頭数	発生場所又は区域	発 生 年 月 日	処 分
2頭	高知市	平成26年7月3日	殺処分

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年7月1日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年7月1日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年7月1日	特定非営利活動法人ウォーターセーフティーマネジメント	吉田 武史	香南市夜須町坪井1356番地15	この法人は、地域住民、子ども達に対し、自然の原理や仕組みを知ってもらい、安全にウォータースポーツ等を体験していただくイベントの企画を通じ、アウトドアスポーツの普及をもって、公益の増進に寄与することを目的とする。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の一部が改正されたことに伴い、同法第5条第5項の規定により農業経営基盤強化の促進に関する基本方針を平成26年6月27日に変更したので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。
平成26年7月15日
高知県知事 尾崎 正直

農業経営基盤強化の促進に関する基本方針

平成26年6月27日

高知県

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向

1 高知県農業・農村の概況

(1) 本県の農業・農村の特色

ア 生産

本県は、温暖多照の恵まれた気候や、海岸部から山間部に至る変化に富んだ自然条件を有しています。しかし、県土の84%を森林が占め、耕地の比率が4.2%と低いため、農家1戸当たりの経営耕地面積は63.0aと全国の126.9aを大幅に下回っています。

こうした条件のもと、平野部においては、施設栽培を中心にした野菜や花き等、収益性の高い園芸農業が発展し、また、山間部においては、夏期の冷涼な気象条件を活かした夏秋期を中心とする野菜をはじめ、果樹などの園芸農業や特色のある米づくり、茶、肉用牛の生産など、多様な農業が展開されています。

イ 流通・販売

本県の主要な農産物である園芸品は、主として高知県園芸農業協同組合連合会が一元的に集荷し、その多くは東京や大阪などの大消費地に向けて出荷・販売しており、園芸品の有力な産地として「園芸こうち」ブランドを確立しています。

こうした集出荷・販売体制は、荷物を集約することによるロットの拡大や多品目のセット販売、安定的な供給、平野部と山間部のリレー出荷による周年出荷体制といったことを可能にし、市場における有利販売につながるのと同時に、輸送コストの低減といったメリットを持っています。

ウ 消費・交流

本県は、大手旅行情報誌の宿泊旅行アンケート調査から、「地元ならではのおいしい食べ物が多いところ全国トップクラス」という評価を得ています。

また、太平洋に開かれた気候風土からもたらされる多彩な農畜産物や海産物があります。さらに、全国的な知名度を有する自然にも恵まれ、環境保全の取組も全国に先駆けて進めています。

(2) 農業・農村を取り巻く環境

ア 消費・流通構造の変化

量販店等の大規模小売店や外食産業などの農産物の大口需要者は、消費者ニーズに対応して大きく成長しました。特に、大規模小売店は、市場の取引額の半分を超えるようになり、バイイングパワー（価格決定に影響を及ぼす力）が強くなっています。

一方、こうした大口需要者と産地との契約取引などの直接的な取引や、産直販売などが増加してきたことから、野菜及び果実の国内総流通量に占める卸売市場を経由する割合は、低下する傾向にあります。

また、近年では、単身世帯の増加や食の簡便化志向、個食化傾向などを背景として、素材を調理しての消費が減少する一方、「外食」や「中食」が増加するなど消費形態が大きく変化し、加工・業務用の需要が増加しています。

野菜の販売に関しては、消費者は、少量販売や安価提供、安全・安心などを志向する傾向にあります。

イ 農産物価格の低迷

景気の動向や輸入農産物の増加、消費・流通構造の変化などさまざまな要因により、品目によっては価格が大きく低下しています。

景気は持ち直しつつあるものの、民間需要の回復力は弱いことなどから、農産物価格の

動向は今後とも楽観できない状況にあります。

ウ 農産物輸入の拡大

国際化や自由化の進展は、農業分野においても例外ではなく、平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意で農産物の輸入の自由化が進んでいます。

本県では、中国からの輸入によって県内のショウガ産地が大きな打撃を受けたこともありますし、ピーマン類の輸入が増大するとともに、ナスやキュウリなど本県の基幹品目においても、生鮮品や加工品等の輸入の増加により、その影響が懸念されます。

エ 農業・農村の過疎化・高齢化の進行と耕作放棄地の増加

農業・農村に対する期待が高まる一方で、農村では、過疎化や高齢化が進行し、担い手の不足が深刻な問題になっています。特に、こうした傾向が著しい山間部においては、集落の維持が困難となっているところも見受けられます。

また、農地の遊休化が著しく進展した地域においては、一定のまとまりのある優良農地においても耕作放棄地が発生し、担い手への農用地の利用集積など地域の農業振興を図る上で障害となっています。

オ 交流人口の増加

都市の農村に対する関心は高く、両者間で交流を進めることを必要と考える都市住民が約8割を占める等、農村への強い期待感から交流人口の増加が見込まれています。

2 どのような農業・農村を目指すのか

本県農業が、これからも持続性を持って発展していくためには、情勢の変化も踏まえながら、これまでに培われてきた産地としての基盤を再構築する中で、本県の強みを生かした農業づくりを進めていくことが大切です。

また、大消費地から離れ、中山間地域の多い本県において、農業は、地域の経済や社会の核となる産業として重要な位置を占めています。少子高齢社会が到来する中、本県の活力を保っていくために、本県の特性に即した農業・農村づくりを進めていくことがこれまで以上に求められます。

こうした観点から、平成21年度にスタートした高知県産業振興計画による取り組みは平成24年度から第2期計画に入り、農業分野の成長戦略では「地域で暮らした農業」の実現を目指した具体的な取り組みを進めています。

3 取組の基本方向

(1) 競合に打ち勝つ高知ブランドを再構築

ア 担い手の育成と生産資源の保全

(ア) 認定農業者の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営の育成とその持続的な発展のためには、農業者が、その時々々の経営環境に適切に対応しつつその経営内容を点検し、改善すべき点を明確にした上で計画的経営改善を図っていくことが重要であり、このような農業者の自発的な創意工夫による経営改善への取組を促進します。

このため、地域及び県域の担い手育成総合支援協議会において、関係者が一体となって取り組みの課題を整理・共有し、適切に役割を分担し合って、認定農業者の育成・確保を総合的に推進していきます。

(イ) 企業的経営体の育成

園芸産地の維持・発展のため、規模拡大等により、意欲と能力のある担い手農家の経営発展を推進することで、企業的経営体の育成を図ります。併せて、JAにおいて開設された無料職業紹介所の活用等により、これらの企業的経営体と優良な労働力のマッチングを図ります。

(ウ) 新規就農者の確保・育成

新規就農者の確保・育成を図るためには、就農希望者の相談対応から就農後のフォローアップまで一体となった支援の仕組みが必要であり、特に実践的な研修と地域全体による支援活動が重要です。

このため、就農希望者に対して受け入れ地域の情報や研修制度などを紹介する取り組みを進めるとともに、就農希望者の円滑な営農開始に向け、新規就農者支援ネットワークや担い手育成総合支援協議会などの活動を充実し、地域の農業者も一体となった支援を実施していきます。

また、農業法人等に雇用される形での就農は、農地の確保や機械・施設の初期投資が少なく、技術的に未熟な新規就農者でも一定の所得が確保できることから、新規就農の促進に係る有用な受け皿と位置づけて支援していきます。

今後は、これらの支援策を組み合わせ、年間280人の新規就農者の確保・育成を目標として取り組んでまいります。

(エ) 法人化と異業種参入の促進

社会的信用力の向上など法人化のメリットを生かせる個別経営体や農業参入を希望する企業、農地利用集積の受皿となる集落営農組織等を対象として、法人設立のための相談や指導などを行い、経営感覚に優れた、効率的かつ安定的な農業法人を育成します。

また、農業への参入を希望する企業については、円滑な営農開始に向けて、必要な支援を行います。

(オ) 女性の地域活動や経営参画の促進

農業従事者の約6割を占める女性農業者は、農業経営の主体あるいはパートナーとして重要な役割を担っています。女性の視点を生かした農業経営や農村地域の活性化につながるため、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力等を通じ、女性の能力発揮の場の拡大を図るとともに、女性の能力向上のための取り組みを進めます。

(カ) JA出資型法人の設立支援

地域における個別農家や集落営農組織の活動を補完するとともに、遊休ハウス等を活用した農業経営に取り組み、新規就農者の研修の場としての機能等を持たせた法人を営農のノウハウや販路等を持つJAが主導して設立することができるよう支援していきます。

(キ) 農業農村整備と農地の集積

ほ場整備をはじめ、かんがい排水、農道などの整備は、農業の生産性を高める最も基礎的な条件整備です。園芸農業を中心とした生産性の高い農業への転換を図るため、これら生産基盤の整備を進めます。

このことを契機として、意欲のある農業者に生産性の高い優良農地を集積し、産地基盤の強化を図ります。

イ 生産と一体となった流通・販売体制の構築

県では、首都圏など大消費地をターゲットにした商品づくりと販売の強化に取り組むなかで、量販店など流通関係者と販売戦略を共有した県産園芸品の有利販売や中食・外食等の業務筋への販路開拓などを図るため、生産から流通・販売まで一元的に支援していく新たな体制を構築し、産地や農業団体と連携した取り組みを進めていきます。

(ア) 量販店とのパートナーシップの構築

量販店の価格形成力の増大をはじめ、国民の野菜消費の減少や安全安心志向など、近年の消費流通構造の変化に対応するため、さまざまな販売チャンネルに対して環境保全型農業のトップランナーへの取り組みなど、産地の「強み」をPRし、理解をいただくなど、卸売会社から先の量販店の実需者との関係を強化するとともに、産地側

が新たな消費地ニーズに対応できるよう支援を行うことにより、新たな販路開拓と有利販売につなげていきます。

(イ) 中食・外食等の業務需要への展開

青果物消費の55%は業務加工需要となっています。食の外部化が進む中、中食・外食に依存するライフスタイルは今後も続き、需要は維持されると見込まれます。

また、業務加工業者の仕入れは流通コスト削減のため市場を通さない取引も多いものの、卸売市場が産地間を調整して周年で集荷する機能・役割を評価する傾向もあります。

こうした変化に対応するため、系統共販の強みを生かし、卸売会社と連携して卸から先の実需者に向けた新たな需要創出等を狙い、実需者との合意形成、産地の安定供給を基本として取り組みます。

ウ まとまりのある園芸産地の再構築

本県農業を牽引していく園芸農業において、生産者が力を合わせることで、高い技術レベルの産地を形成し、高品質な農産物を安定供給できる高知ブランドを再構築することで、消費地から高く評価されるよう、取り組みを進めていきます。

(ア) 園芸用ハウス面積の確保

施設園芸は本県園芸農業の基幹となる部門です。このため、施設園芸を希望する新規就農者や、規模拡大・施設の高度化など経営改善に取り組む農業者の実需については、重点的に支援を行います。

また、規模縮小等により生まれた遊休ハウスについても、新規就農や規模拡大を希望する方々に結び付けることで有効利用を図ります。

(イ) まとまりのある園芸産地の育成

篤農家の優れた技術を、産地の生産者に速やかに移転する「学び教え合う場」の仕組みづくりの拡大とともに、新品種や新技術の栽培実証などに総合的に取り組み、速やかな技術の普及と課題解決を図っていきます。

エ 環境保全型農業のトップランナーの地位を確立

消費者の環境問題への意識の高まりや、食の安全・安心志向に応えるために、IPMなどの環境保全型農業技術を県内全域・全品目に普及し、全国トップランナーの地位を堅持し、さらに、こうした取り組みを販売戦略に活かして、県産品のアピール力を高めていきます。

オ こうち新施設園芸システムの開発・普及

オランダウエストラント市との友好園芸農業協定を活かし、オランダの先進技術を本県の気候条件やハウスの条件に適するように再構築する「こうち新施設園芸システム」の開発を進めます。

また、「学び教えあう場」を活用し炭酸ガス施用などの先進技術を速やかに普及します。さらに、園芸農業の飛躍的な増収を図るため、次世代施設園芸のモデル団地を整備します。

カ 経営の複合化により、生活できる所得を確保するこうち型集落営農の実現

(ア) こうち型集落営農の実現

収益性の高い園芸品目等の導入や、農産物の加工、グリーンツーリズム等を組み合わせる経営の複合化により、農業で生活できる所得を確保する「こうち型集落営農」を推進するとともに、県内全域での取り組みを進めていくことにより、農家の所得向上や集落の活性化を図っていきます。

(イ) 集落営農の推進及び集落営農組織の育成

就業の場や所得機会の少ない中山間地域では、農業は地域経済の核になるとともに、

国土保全や水源のかん養などの多面的機能の維持や地域の社会活動も担う重要な役割を果たしています。

このため、山間地域等直接支払制度の積極的な活用を通じて、耕作放棄地の発生の防止を図るとともに、小規模な農家や高齢農家、兼業農家等が持続的に農業生産を続けていけるような体制づくりを進めます。高齢化の著しい地域などでは、個々の農家の取り組みだけでは地域の農業や集落を維持できない状況が生じてきており、耕作放棄地も増加しています。

小規模な農地が散在するなどの理由から、担い手への農地の集積が困難な地域や、小規模な農家や兼業農家が多い地域において、集落営農を推進することで、機械等への過剰投資を回避するなど効率的な生産体制の確立や農地の有効利用を図り、地域の活性化につなげていきます。

(ウ) 多様な担い手による農業の展開

認定農業者等の担い手とともに、小規模な農家や高齢農家、兼業農家などの多様な担い手は、農地や農業用施設の保全をはじめ、集落機能の維持・形成に重要な役割を担っています。

また、農業生産の面においても、そうした多様な担い手は、産地を構成する一員として、地域の生産力を確保するために欠かせない存在です。

このため、集落営農の取り組みや、産地のまとまりの仕組みづくりなどを通じて、多様な担い手が意欲を持って持続的に営農を展開していけるような取り組みを進めます。

キ 品目別総合戦略の実現

品目ごとに生産から流通・販売までの総合戦略を策定し、生産者や農業団体、行政等がその総合戦略を共有し、課題の解決に向けた対策を実現していきます。対象とする品目は、野菜、果樹、花きの園芸品目に加えて、米、茶、畜産も含め、基幹となる35品目の戦略を整理しています。

品目については、今後も地域で必要とするものを追加していくこととしています。

(2) 新たな取組による農業・農村の発展

ア 6次産業化の推進

農山漁村の様々な地域資源を活用し、農業者自らが生産・加工・流通（販売）に取り組んだり、2次・3次産業事業者と連携して地域ビジネスの展開や、新たな産業の創出への取り組みを推進します。

イ 「高知の食」を活用した取組の拡大

食の安全や健全な食生活に対する関心が高まる中で、食と農の距離を縮め、消費者と生産者が「顔が見え、話ができる」関係を築く地産地消の取り組みが広がっています。

このため、地産地消が県民運動として定着していく仕組みづくりに取り組むとともに、学校給食などにおける食育の場を通じ、本県の農畜産物や農業を深く理解する子供を育て、将来の本県農畜産物のファンづくりと消費拡大、産地の生産意欲の向上を図っていきます。

ウ グリーン・ツーリズムの推進

グリーン・ツーリズムは、副業的な収入だけでなく、農業・農村の持つ多面的機能の保全、農村景観や文化・伝統の維持継承、都市住民の農業・農村への理解の醸成といった面からも、農業・農村振興の有効なツールとして期待されています。

このため、集落がひとまとまりとなって生産、加工、体験、販売までを手がけ、集落の情報を丸ごと発信する手段としてグリーン・ツーリズムを用いることで、地域にある価値をしっかりと外部に伝え、所得の向上につなげる取り組みを支援していきます。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

他産業従事者と比べて遜色ない労働時間と地域の他産業従事者並みの生涯所得を確保できる、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、県内の各地域で、地域特性を活かしながら現に展開されている営農の事例を参考とし、基本的な指標を示します。

1 地域特性を活かした主要な営農モデルの方向

本県は、海岸部の平坦地域から四国山地に至る山間地域まで、変化に富んだ自然条件の下、多様な農業が展開されており、その担い手も、収益性の高い施設園芸等を営む主業農家から山間地域の農業を担う準主業農家まで様々です。

ここで示す営農モデルは、これら立地条件の違いなどを考慮し、現にそれぞれの地域で実践されている営農の事例を基本に、10年後を見通して、農業経営において地域の他産業従事者並みとなることを前提に、主たる従事者1人当たりの年間総労働時間は2,000時間程度とし、年間農業所得はおおむね400万円程度を確保することを目指して作成したものです。

2 生産方式

土地基盤の整備や農用地の利用集積が促進されることを想定し、また、農業機械・施設や生産技術については、CO₂施用装置、自動環境制御機器、天敵昆虫や生物農薬等を活用した環境保全型農業の体系等を基本にしています。

3 経営管理の方法

複式簿記の記帳による経営と家計の分離や青色申告の実施など、効率的かつ安定的な経営管理が一定程度図られることを前提としています。

4 農業従事者の態様等

休日制や給料制の導入、適正な雇用労力の確保、社会保険への加入などによる農業従事者の就業条件の改善が図られることを想定しています。

労働力においては、個別経営体の場合、主たる従事者1人と、補助従事者として家族労働力又は雇用労働力を想定しています。また、農業法人等経営体では、主たる従事者3名以上を想定しています。

5 営農類型

(1) 個別経営体事例

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設ナス30a	促成栽培 APハウス 購入苗利用 自動天窓 自動灌水システム 共同選果機利用	減農業技術の導入（ミツバチ、天敵、防虫ネット） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	休日制、給料制の導入 適正な雇用労力の確保 社会保険への加入
施設キュウリ30a	促成栽培 APハウス 自動灌水システム 共同選果機利用	減農業技術の導入（紫外線カットフィルム、天敵、防虫ネット） 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底、鮮度保持） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	
施設ピーマ	促成栽培	減農業技術の導入（紫外線カットフ	

ン40 a	長期展張ハウス 20 a 収穫期間延長 A Pハウス20 a 自動灌水システム 共同選果機利用 防除ロボット	フィルム、天敵、防虫ネット) 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬、重油） 複式簿記記帳の実施
施設シト ウ20 a	A Pハウス 自動灌水システム 共同選果	減農業技術の導入（天敵） 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底） 適正な雇用労力確保 低コスト（肥料、農薬、重油） 複式簿記記帳の実施
施設ユリ30 a	年2回作 A Pハウス 自動灌水システム	蒸気土壌消毒 品質向上（優良品種の導入、栽培環境の改善） 複式簿記記帳の実施
施設ニラ50 a 露地ニラ25 a	A Pハウス 自動灌水システム 出荷調整機（袴むき） 調整作業員の雇用	減農業技術の導入（紫外線カットフィルム、防虫ネット） 品質向上（作型の組合せ、基本技術の徹底、調整作業） 複式簿記記帳の実施
施設小ネギ 40 a	A Pハウス 皮むき機 調整作業員の雇用	調整作業の省力化 品質向上（調整作業の徹底、基本技術の徹底） 複式簿記記帳の実施
シ ョ ウ ガ 120 a	予冷庫 ハーベスター 借地による規模 拡大	減農業技術の導入（黄色蛍光灯） 品質向上（優良種苗確保、灌水施設の設置、基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施
ユズ150 a	貯蔵庫 スピードスプレー 青果率70%	低コスト（肥料、農薬） 省力化（防除等） 品質向上（適期防除の徹底、優良系統の導入、整枝剪定）

		複式簿記記帳の実施
肉用牛繁殖 ・肥育一貫 経営 繁殖牛40頭 肥育牛80頭	肉用牛繁殖・肥 育 一貫経営 去勢若齢肥育 肥育出荷月齢23 ～24カ月 肥育出荷時体重 715kg	繁殖部門 繁殖成績の改善（受胎率向上、分娩間隔短縮） 低コスト生産（放牧） 粗飼料基盤の確保 事故率低下 肥育部門 肥育技術の確立（枝肉格付成績の向上） 低コスト生産（肥育期間短縮）

(2) 農業法人等経営体事例

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設トマト 1.5ha	長期展張軒高ハウス 養液栽培システム	減農業技術の導入（マルハナバチ、天敵、黄色蛍光灯） 品質向上（基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬）	適正な雇用労力の確保
施設ニラ 2.0ha	A Pハウス 自動灌水システム 出荷調整機（袴むき） 調整作業員の雇用	減農業技術の導入（紫外線カットフィルム、防虫ネット） 品質向上（作型の組合せ、基本技術の徹底、調整作業）	

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

次代の農業を担う意欲と能力のある青年等を育成し、また、効率的かつ安定的な経営を目指す経営体へと育成を図るため、県内の各地域で、地域特性を活かしながら現に展開されている営農の事例を参考とし、基本的な指標を示します。

1 地域特性を活かした主要な営農モデルの方向

本県は、海岸部の平坦地域から四国山地に至る山間地域まで、変化に富んだ自然条件の下、多様な農業が展開されており、新たに農業経営を営もうとする青年等も、収益性の高い施設園芸等を営む者から山間地域の農業を担う者まで様々です。

ここで示す営農モデルは、これら立地条件の違いなどを考慮し、現にそれぞれの地域で実践されている営農の事例を基本に、経営開始から5年目程度を前提とし、主たる従事者1人当たりの年間総労働時間は2,000時間程度とし、年間農業所得はおおむね200万円程度を確保することを目指して作成したものです。

2 生産方式

土地基盤の整備や農用地の利用集積が促進されることを想定し、また、農業機械・施設や生産技術については、CO₂施用装置、自動環境制御機器、天敵昆虫や生物農薬等を活用し

た境保全型農業の体系等を基本にしています。

3 経営管理の方法

複式簿記の記帳による経営と家計の分離や青色申告の実施など、安定した経営を行うための経営管理が一定程度図られることを前提としています。

4 農業従事の態様等

休日制の導入などによる農業従事者の就業条件の改善が図られることを想定しています。労働力においては、主たる従事者1人と、補助従事者として家族労働力又は雇用労働力を想定しています。

5 営農類型

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設ナス20 a	促成栽培 A Pハウス 共同選果機利用	減農業技術の導入（ミツバチ、天敵、防虫ネット） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	休日制の導入 適正な雇用労力の確保
施設キュウ り20 a	促成栽培 A Pハウス 共同選果機利用	減農業技術の導入（紫外線カットフィルム、天敵、防虫ネット） 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底、鮮度保持） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	
施設ピーマ ン20 a	促成栽培 A Pハウス 共同選果機利用	減農業技術の導入（紫外線カットフィルム、天敵、防虫ネット） 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬、重油） 複式簿記記帳の実施	
施設シント ウ15 a	促成栽培 A Pハウス 共同選果	減農業技術の導入（天敵） 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底） 適正な雇用労力確保 低コスト（肥料、農薬、重油） 複式簿記記帳の実施	
施設ニラ20 a 露地ニラ20 a	A Pハウス 出荷調整機（ <small>はかま</small> 袴むき） 調整作業員の雇用	減農業技術の導入（紫外線カットフィルム、防虫ネット） 品質向上（作型の組合せ、基本技術の徹底、調整作業） 複式簿記記帳の実施	
ショウガ60	予冷库	品質向上（優良種苗確保、 <small>かん</small> 灌水施設	

a	ハーベスター 借地による規模 拡大	の設置、基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	
---	-------------------------	--	--

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本県農業の特徴である、耕地面積が少なく棚田が多いという地理的条件や施設化を特徴とした労働集約型の営農形態は、土地基盤整備や農地の流動化に対する取り組みを遅らせ、農業経営の規模拡大を困難にしています。

農業・農村の担い手の不足やそれに伴う耕作放棄地の増加などに対応するためには、中核的な担い手となる経営体の確保・育成が重要であり、これらの担い手に農用地の利用集積を図る必要があります。

このため、土地基盤整備の効率的な導入により、生産性の高い優良農地を確保するとともに、地域の農業者はもちろんのこと、市町村、農業委員会、土地改良区、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構などの農地流動化関係団体・機関等が一体となって、農用地の流動化に取り組むための仕組みづくりを推進します。

1 集積を要する農用地

農業者の高齢化や兼業化の進行に伴い、現在耕作している個々の農家では管理できなくなる農地はますます増加していくことが考えられます。こうした農用地を、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を進めていきます。

2 農用地の利用の集積

おおむね10年先を見通し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積面積が、地域の農用地の利用面積に占める割合を目標として示します。

農用地の利用の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定、又は移転のほか、農作業の受委託によるものも含んでいます。

地域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	備考
高知県	おおむね58%	

3 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業者が経営する農地が分散している状況にある中で、認定農業者等担い手の経営する農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっています。

このため、第2に掲げるこれら効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、農用地を面的に集積してその割合が高まるように努め、これらの者が経営農地を効率的に利用し得るよう措置します。

第4 効率的かつ安定的な農業経営者を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第2の2で示すような営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の育成を図るとともに、第3で示すような営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の育成を図るとともに、第4で示すこれらの経営が地域の農用地利用に占める面積の割合の目標の達成を図るためには、従来にも増して積極的な取り組みが必要です。

こうした取り組みを推進するため、県は、関係各課をはじめ農業振興センター等が連携し、県内の指導体制を整備するとともに、農業会議、農業協同組合中央会、県農業公社、土地改良

事業団体連合会等の関係団体等により設置している、高知県担い手育成総合支援協議会の活動を通じて、相互に十分な連携を図り、利用権設定等促進事業、農地中間管理機構が実施する事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講じていきます。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度及び青年等就農計画認定制度の普及を図ります。

なお、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」といいます。）のうち、農業経営改善計画の期間が終了する者に対しては、その経営のより一層の向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行います。

(1) 利用権設定等促進事業の推進

利用権設定等促進事業については、認定農業者や認定志向農業者への農用地の利用の集積のために、農作業受委託も含めてその効果的な活用を図るとともに、地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用に努めます。

この場合、小作料や農作業受託料金等の適正化を図り、望ましい農業経営の発展に資するように努めます。

平坦地域では、園芸農業等の労働集約型農業が営農の中心となるものの、ほ場の分散化や、稲作部門と基幹部門との労働の競合が見られるなど、合理的な土地利用が行われているとはいえない状況にあります。

園芸農業の経営や就業条件の改善の視点からも、また、土地利用型農業を基幹とする経営者の規模拡大と経営の安定化のためにも、ほ場の分散化の解消とともに、稲作部門の土地利用型農業を基幹とする農業者への利用集積をより一層推進します。

中山間地域においては、基盤整備が比較的進んでいないことなどから、大規模な農用地の利用集積は困難な状況ですが、今後、優良農地の確保に努めるとともに、園芸農業や地域特性を活かした農業経営を展開している認定農業者等への利用集積を効果的に進め、農用地の有効利用に努めます。

また、認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を促進します。

(2) 農用地利用改善事業の推進

地域の農用地の有効利用を図り、効率的かつ安定的な農業経営に優良農地の集積を円滑に推進するためには、地域の合意と自主性に基づいた取り組みが必要です。

このため、地域段階において設立されている担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、水田農業など土地利用型農業が主である集落であって、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらへの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、農用地利用改善団体の設立を目指します。

さらに、担い手の不足している地域の農用地利用改善団体においては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図ることができる組織経営体として特定農業法人や特定農業団体の設立を推進します。

(3) 農業の経営基盤の強化に向けたその他の事業の推進

認定農業者等、農業の担い手の経営改善計画達成のため、また、過疎化や高齢化の進む地域において、農業や農地の担い手を確保するために、

ア 委託を受けて行う農作業を促進する事業

イ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業など、農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業の効果的な実施を図ります。

(4) 青年等の就農促進

農家数が減少傾向にあるなかで農業経営者を確保し、次代を担う意欲と能力のある青年等の確保を強力に進めるため、農家子弟の就農促進はもとより農外からの新たな就農者の確保にも積極的に取り組むほか雇用就農者の確保について取り組み、新規就農者の確保・育成を図ります。

このため、農業経営基盤強化促進法第14条の11の規定による、青年等の就農相談・情報提供等の援助を行う拠点となる「青年農業者等育成センター」を公益財団法人高知県農業公社に設置し、青年等の就農促進を図ります。

(5) 関係機関・団体等の連携強化

地域段階では、農業振興センター等の県の指導機関及び市町村、農業委員会、農業協同組合等により設置している、地域担い手育成総合支援協議会の活動を通じて、地域の関係機関・団体等との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図ります。

特に、地域農業の振興方向並びに育成すべき経営体と小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階での農業者の徹底した話し合いに基づき、合意の形成が図られるよう指導・支援を行います。

また、自主的かつ計画的に農業経営の改善に取り組もうとする農業者の農業経営改善計画の作成への適切な指導を行うとともに、その計画を実現するために必要な生産方式及び経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修等を実施し、併せて経営改善を指導する担当者を養成し、農業生産法人の設立・運営に向けた指導体制の強化を図ります。

青年等の就農促進については、県、市町村、青年農業者等育成センター、高知県担い手育成総合支援協議会、地域担い手育成総合支援協議会での連携を図り、就農の相談段階、技術習得段階、営農準備段階、営農開始等、就農までの各段階に応じた支援を行い、新規就農者の育成を図ります。

2 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

(1) 農地利用集積円滑化事業推進の方向性

高知県においては、農業者が経営する農地が分散している状況にある一方、一部では、転用期待等により農地価格が農業生産による収入に見合う水準を上回る傾向にある等、効率的な利用に必要な集積が困難な状況にあります。

このため、第3で示す効率的かつ安定的な経営のための農地の面的集積について、目標を達成するためには、効率的かつ安定的な経営における経営農地の分散状況とその周辺農地の利用状況等を踏まえた措置を講ずる必要があり、県は、農地の面的な集積を促進するため、市町村又は市町村の承認を受けた者が農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行う農業経営基盤強化促進法第4条第3項に定める農地利用集積円滑化事業の促進のための措置を講ずるものとし、本事業の積極的な推進を図ります。

また、農地利用集積円滑化事業の円滑な推進のため、関係各課、農業関係試験研究機関、農業振興センター等、県内の指導体制を整備するとともに、県及び県内の関係団体が構成員となっている高知県担い手育成総合支援協議会において十分な協議・調整を行い、関係機関・団体と相互に十分な連携を図ることとします。

(2) 農地の利用集積に向けた施策

農地利用集積円滑化事業の実施状況に応じて、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構が実施する事業等を積極的に活用し、利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進により、地域の担い手への農用地の面的集積を促進します。

第5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人高知県農業公社は高知県内の区域（農業振興地域の整備に関

する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内の区域に限る。）を事業実施区域とし、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を実施します。

- 1 農地売買等事業
農用地等を買入れ、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- 2 農地売渡信託等事業
農用地等売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- 3 農業生産法人出資育成事業
農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し、農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- 4 新規就農の促進に関する事業
農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を实地に習得するための研修その他の事業

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新改西部土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成26年7月15日
高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
監事	大塚 俊介	香美市土佐山田町上改田200-1
〃	島田 三男	〃 土佐山田町久次 52

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、中村市後川左岸土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年7月15日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
(1) 変更後の土地改良事業計画書の写し
(2) 変更後の定款の写し
- 2 縦覧期間
平成26年7月15日から同年8月13日まで
- 3 縦覧場所
四万十市役所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、新改西部土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成26年7月15日
高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
山本 太郎	香美市土佐山田町久次 6-イ
田村 宏	〃 土佐山田町上改田206-イ
田村 茂	〃 土佐山田町久次 308
依光 章	〃 〃 41-2
田村健二郎	〃 土佐山田町上改田 86

人事委員会公告

高知県職員等採用中級・初級試験を次のとおり行う。
平成26年7月15日

高知県人事委員会

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分		採用予定人員	勤務先
中級	司書	2名	県立図書館等
初級	行政	15名	知事部局等の本庁又は出先機関
	警察事務	3名	警察本部各課又は各警察署等
	学校事務	11名	県立学校又は市町村立小中学校等
	県立病院事務	1名	県立病院（あき総合病院又は幡多けんみん病院）等
	土木	5名	知事部局（土木部）等の本庁又は出先機関（土木事務所等）
林業	1名	知事部局（林業振興・環境部）等の本庁又は出先機関（林業事務所、森林技術センター等）	

初級の「行政」、「警察事務」、「学校事務」又は「県立病院事務」を受験する者は、四つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、残りの試験区分のうちいずれかを第2志望とすることができる。

2 受験資格

(1)から(4)までのいずれにも該当する者。ただし、初級の「警察事務」を受験する者は、(2)については、ア（日本国籍を有する者）に該当する者に限る。

(1) 年齢等

ア 中級の試験区分

昭和62年4月2日以降に生まれた者

イ 初級の試験区分

平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）によ

る4年制の大学等を卒業した者及び平成27年3月31日までに卒業見込みの者を除く。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

(4) 中級の「司書」については、司書となる資格を有する者又は平成27年3月31日までに取得見込みの者

3 受験手続

(1) 受付期間

平成26年8月18日（月）から同年9月3日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成26年9月3日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所（香美市）、高知県中央東土木事務所（南国市）、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所（いの町）、高知県中央西福祉保健所（佐川町）、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所（四万十市）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

4 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

試験区分	種目	日時及び場所
司書 土木 林業	教養試験 専門試験	平成26年9月28日（日）午前9時から午後3時半頃まで 高知市試験会場 高知市鴨部二丁目5-70

行政 警察事務 学校事務 県立病院 事務	教養試験 論文試験	高知県立高知西高等学校 四万十市試験会場 四万十市中村丸の内24 高知県立中村高等学校
----------------------------------	--------------	--

(2) 第2次試験

試験区分	種目	日時及び場所
全試験区分	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成26年10月25日（土）から同年11月13日（木）までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程については、第1次試験の合格通知書に記載する。

5 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目		方法	内容
教養試験	全試験区分	五肢択一式	公務員として必要な一般的知識及び知能に関する筆記試験で、中級の試験区分にあつては短期大学卒業程度、初級の試験区分にあつては高等学校卒業程度のもの
専門試験	司書 土木 林業	五肢択一式	それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等に関する筆記試験
論文試験	行政 警察事務 学校事務 県立病院 事務	筆記	社会人及び公務員としての資質に関する筆記試験

(2) 第2次試験

種目	内容
----	----

論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等に関する筆記試験
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査
身体検査	職務遂行に必要な健康に関する検査（健康診断書の提出を求める。）

6 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は10月中旬に、最終合格者の発表は11月下旬に行う予定である。

なお、辞退があった試験区分に限り、合格者の追加発表を行うことがある。

7 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて提示される。

各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

なお、中級の「司書」については、採用候補者名簿に登載されても、2の(4)に記載する所定の日までに司書となる資格を取得しなければ採用されない。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成27年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとった任命が行われる。ただし、初級の「警察事務」の業務に従事することとなる採用者には、この任命に当たっての考え方は、適用されない。

8 給与

平成26年4月1日現在の初任給は、中級の「司書」の業務で157,500円（行政職給料表適用、短大（2年制）卒の場合）、初級の試験区分の業務で143,700円（行政職給料表適用、高校卒の場合）であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

9 試験成績の開示

この試験の受験者は、最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

10 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

高知県警察官B男性及び高知県警察官B女性の採用試験を次のとおり行う。

平成26年7月15日

高知県人事委員会

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
警察官B男性	18名
警察官B女性	5名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事する。

3 受験資格

(1) から (3) までのいずれにも該当する者

(1) 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した者及び平成27年3月31日までに卒業見込みの者を除く。

(2) 日本国籍を有する者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

4 受験手続

(1) 受付期間

平成26年8月18日（月）から同年9月3日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成26年9月3日付けの

消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部玄関受付、県内各警察署、交番及び駐在所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時及び場所
第1次試験	教養試験 小論文試験 体力試験 身体検査	平成26年10月19日（日）午前9時から午後5時頃まで 高知市試験会場 高知市棧橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校 四万十市試験会場 四万十市古津賀3711 高知県立幡多農業高等学校
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体精密検査	平成26年11月3日（月）から同月18日（火）までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	内容
教養試験	警察官として必要な高等学校卒業程度の一般的な知識及び知能に関する五肢択一式による筆記試験
小論文試験	社会人及び公務員としての資質に関する筆記試験
体力試験	職務遂行に必要な体力及び運動能力に関する試験

身体検査	視力等に関する検査
------	-----------

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	警察官として必要な識見、表現力等に関する筆記試験
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査
身体精密検査	胸部疾患の有無、色覚、聴力等に関する検査（身体精密検査票の提出を求める。）

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は10月下旬に、最終合格者の発表は11月下旬に行う予定である。

8 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて提示される。

警察本部長は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成27年4月1日以降である。

9 給与

平成26年4月1日現在の初任給は、166,900円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

10 共同試験

試験区分「警察官B男性」の第1次試験は、高知県（高知県人事委員会）が東京都（警視庁）、大阪府（大阪府警察本部）及び兵庫県（兵庫県警察本部）と共同して実施するものであり、希望することにより、共同試験実施都府県の第1次試験を同時に受験したものと取り扱われる。

なお、第1志望の第1次試験に合格した者は、第2志望の第1次試験の合格者とはならない。

共同試験の場合の受験資格は、次の表並びに3の(2)及び(3)に該当する者とする。

都府県名	受験資格

東京都（警視庁）	昭和59年10月21日から平成9年4月1日までに生まれた男性	学校教育法による4年制の大学等を卒業した者及び平成27年3月31日までに卒業見込みの者を除く。
大阪府（大阪府警察本部） 兵庫県（兵庫県警察本部）	昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男性	

11 試験成績の開示

この試験の受験者（高知県を志望した者に限る。）は、高知県警察官の最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

12 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎
高知県警察本部警務課	(088) 826-0110 内線2633、2634 (フリーダイヤル) 0120-032-376	高知市丸ノ内二丁目4-30

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。